

川崎市低炭素まちづくり計画

**令和2年3月
川崎市**

目次

第1章 計画策定の趣旨	2
第2章 計画の基本的事項	4
1 計画の位置付け	
2 計画区域	
3 計画の期間	
第3章 川崎市が目指す低炭素まちづくり等	6
1 目指すべき将来都市像を示す将来ビジョン	
(1) めざす都市像	
(2) 将来的に目指すべき低炭素社会のイメージ（2030年のまちの姿）	
2 将来ビジョンの実現に向けた計画目標	
(1) 温室効果ガス排出量の目標等	
(2) 参考にする指標	
第4章 導入施策	10
1 都市機能の集約を図るための拠点となる地域の整備その他都市機能の配置の適正化に関する事項	
2 建築物の低炭素化等に関する事項	
3 公共交通機関の利用促進に関する事項及び、二酸化炭素の排出の抑制に資する自動車の普及等に関する事項	
4 緑地の保全及び緑化の推進に関する事項	
第5章 進行管理	24

第1章 計画策定の趣旨

世界共通の課題である地球温暖化の程度が増大すると、気候変動により、自然及び人間社会に深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まるとされている。

本市では、地球温暖化対策について、平成 22 年度に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画（以下、「基本計画」）」を策定し、取組を進めてきたが、その後、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 2 1）におけるパリ協定の採択や、国における「地球温暖化対策計画」の策定等の社会状況の変化を踏まえ、平成 30 年 3 月に、基本計画を改定（基本計画の計画期間は、平成 30 年度から令和 12 年度までの 13 年間）するとともに、新たな基本計画に基づく「川崎市地球温暖化対策推進実施計画（以下、「実施計画」）」を策定し、着実に温室効果ガス排出量の削減に取り組んできている。

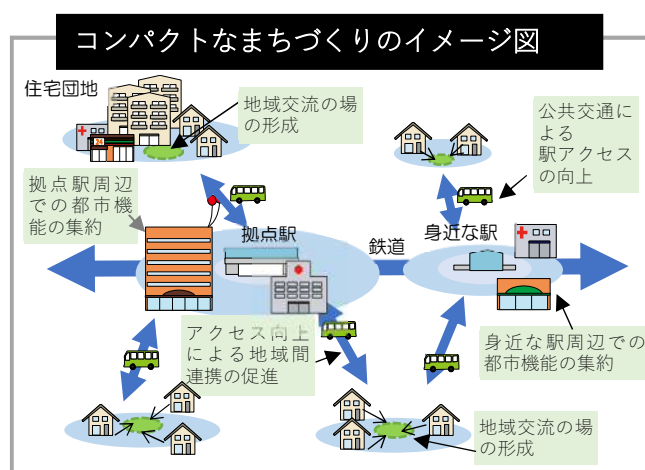
2017 年度（暫定値）の温室効果ガス排出量は、2,277 万トン-CO₂ であり、基準年度（1990 年度）の排出量（2,799 万トン-CO₂）と比較して、18.6%の削減となっているが、引き続き地球温暖化対策を進めていく必要がある。

こうした中、異常気象の増加や COP25 の開催等を背景に、令和 2 年 2 月には、市として「2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明したところである。

まちづくり分野においては、まちづくりに地球環境に優しい暮らし方や少子高齢社会における暮らしなどの新しい視点を持ち込み、住民や民間事業者と一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組んでいくための第一歩として、平成 24 年 9 月に「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」が制定され、同法に基づき、都市の低炭素化に向けた取組を後押しし、また、民間投資を促進するための具体的な取組を示す「低炭素まちづくり計画（エコまち計画）」の策定が可能となった。

本市では、平成 19（2007）年 3 月に「市の都市計画に関する基本的な方針」として、都市計画マスタープラン全体構想及び区別構想を策定し、計画的な都市計画行政の推進に向けた指針等として活用してきた。

その後、少子高齢化の進行による長期的な人口動態の変化など都市計画を取り巻く環境の変化や総合計画の策定等を踏まえ、平成 29（2017）年 3 月に「全体構想」を改定し、「少子高齢化の進行による社会的要請や今後の人口減少を見据えた地域課題に効果的に対応するとともに、地球環境に配慮した都市の形成を推進するため、コンパクトで効率的なまちをめざす」ことを新たに位置づけたところである。



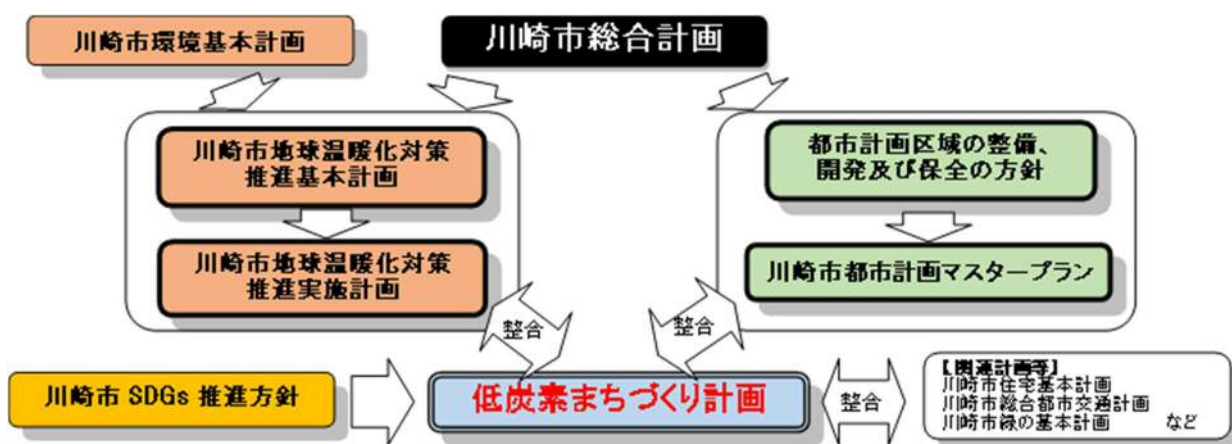
平成 31 年 2 月には、「川崎市持続可能な開発目標(SDGs)推進方針」を策定し、全庁一丸となって取組を進めているが、本年 7 月に、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として「SDGs 未来都市」に選定（内閣府）され、より一層の取組が求められている。

こうした国や市の動きを踏まえ、持続可能で、コンパクトで効率的なまちを実現し、低炭素まちづくりをより一層効果的に推進するため、このたび、「川崎市低炭素まちづくり計画」を策定する。

第2章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

本計画は、都市の低炭素化の促進に関する法律第 7 条に規定する「低炭素まちづくり計画」であり、川崎市総合計画をはじめとした市の施策と整合を図るものであるが、特に、「川崎市地球温暖化対策推進実施計画」と整合を図るとともに、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「川崎市都市計画マスタープラン」と調和するものである。



計画体系図

2 計画区域

本計画の対象となる区域は、市街化区域とする。

また、都市の低炭素化を図るための拠点となる低炭素促進地域（集約地域）は、「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」の対象区域である、川崎都市計画都市再開発の方針に定める 2 号再開発促進地区及び都市再生緊急整備地域とする。

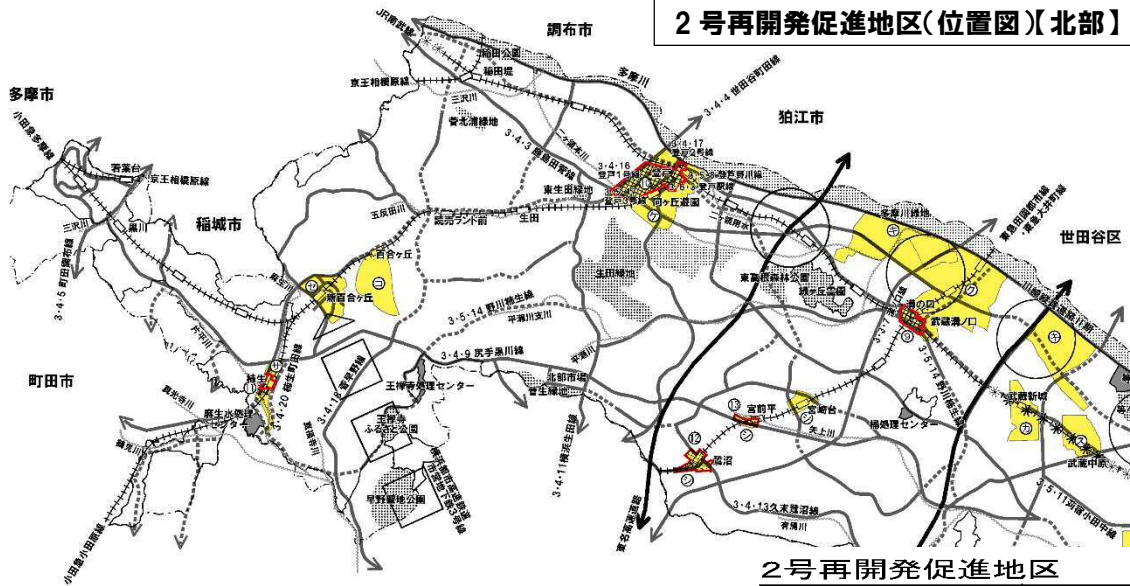
計画区域	市街化区域
集約地域	2 号再開発促進地区及び都市再生緊急整備地域

3 計画の期間

計画期間は、地球温暖化対策推進基本計画と合わせ、策定年度から 2030 年度までとする。

なお、この計画は、「川崎市総合計画」の実施計画や「川崎市地球温暖化対策推進実施計画」の改定に合わせて改定することを基本とし、その他、国や市の地球温暖化対策等の動向をはじめ、技術の向上及び社会情勢等を踏まえ、必要に応じて改定するものとする。

2号再開発促進地区(位置図)【北部】



2号再開発促進地区

地区名	面積
1 殿町3丁目地区	約 37ha
2 多摩川リバーサイド東地区	約 42ha
3 多摩川リバーサイド西地区	約 7ha
4 南渡田北地区	約 24ha
5 小田栄地区	約 18ha
6 川崎駅周辺地区	約 147ha
7 新川崎・鹿島田・平間駅周辺地区	約 126ha
8 小杉駅周辺地区	約 92ha
9 溝口地区	約 11ha
10 登戸地区	約 41ha
11 柿生地区	約 3ha
12 鷺沼駅周辺地区	約 11ha
13 宮前平駅周辺地区	約 4ha

2号再開発促進地区(位置図)【南部】



※ 2号再開発促進地区は、「川崎都市計画 都市再開発の方針」において定めています。

第3章 川崎市が目指す低炭素まちづくり等

1 目指すべき将来都市像を示す将来ビジョン

(1) めざす都市像

成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき

- ・都市づくりの基本理念とは、長期にわたり普遍性を持ち、将来に向けた都市づくりにあたり、地域の力を結集して取り組むために共有する根本となる考え方である。
- ・低炭素まちづくり計画では、川崎市基本構想・基本計画(平成 27(2015)年 12 月議決) に即して、本市における低炭素まちづくりの「めざす都市像」を定める。

(2) 将来的に目指すべき低炭素社会のイメージ(2030 年のまちの姿)

今後、市民・事業者・行政が共通の目標をもって地球温暖化対策等の取組を進めることができるよう、2030 年のまちの姿として、「目指すべき低炭素社会のイメージ」を掲げる。

都市のイメージ

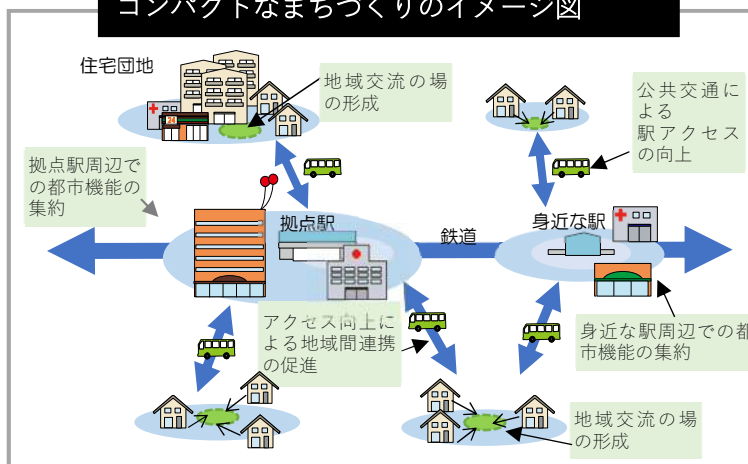
都市の機能において、エネルギーマネジメントシステムをはじめ、ICT やデータの利活用による創エネ・省エネ・蓄エネの取組が進められるとともに、都市機能がコンパクトに集積し、一人ひとりが豊かさを実感できるスマートなまちづくりが行われている。

- 環境に配慮した住宅・建物が増え、LED 照明やコージェネレーションシステム、燃料電池などの高効率なエネルギー機器が利用されている。
- 住宅やオフィスビル、工場・事業場などへのエネルギーマネジメントシステム (EMS) 導入、モノのインターネット (IoT)、人工知能 (AI) などの活用により、エネルギーの最適利用が進んでいる。
- 公共交通機関や徒歩、自転車などでの移動がしやすく、次世代自動車の利用が進むなど、人と環境にやさしい交通・輸送ネットワークが構築されている。
- 緑や水辺によるクールスポットが増え、公園緑地などが憩いの場として機能している。

波及効果の例

- ▶市民生活の利便性や質の向上
- ▶交通流の円滑化、移動時間短縮
- ▶緑にふれあえる場の確保、生物多様性の保全
- ▶災害時における都市の防災機能の強化

コンパクトなまちづくりのイメージ図



2 将来ビジョンの実現に向けた計画目標等

川崎市が目指す低炭素まちづくりの実現に向けて、各種の施策、事業等を計画的かつ体系的に実施する観点から、計画期間内に達成すべき到達点を、計画目標として設定する。

なお、目標値の設定に当たっては、関連する各種計画等との整合性を確保する観点から、川崎市地球温暖化対策推進基本計画で示されている目標を活用するものとする。

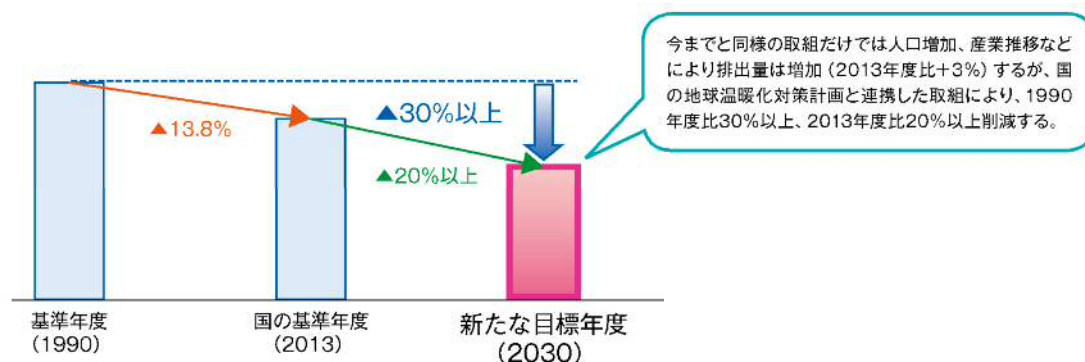
(1) 温室効果ガス排出量の目標

2010 年計画の取組や国の地球温暖化対策計画と連携した取組による削減効果を踏まえ、1990 年度比 30%以上削減、2013 年度比 20%以上削減する目標を掲げる。

		実績 ^{※1}		目標
		2013 年度	2015 年度	2030 年度
川崎市	1990 年度比 ^{※2} (2013 年度比)	▲13.8% (-)	▲16.8% (▲2.4%)	▲30%以上 (▲20%以上)
国	1990 年度比 ^{※2} (2013 年度比)	8.6% (-)	2.1% (▲6.0%)	▲20% (▲26%)

※1 川崎市の実績については、国の算定マニュアルの改定等に伴い再算定した値(2013 年度、2015 年度暫定値)であり、これまでの公表値と異なる。

※2 2010 年計画の基準年度に基づき、代替フロン等 4 ガスは 1995 年度としている。



(2) 参考にする指標

以下の指標を用いながら、的確な進行管理を行う。

指標一覧

指標	現状	目標、目安等
再生可能エネルギー導入量	約 188,000 kW 内、太陽光発電約 77,000 kW (2016 年度)	-
新築建築物のうち、環境に配慮した建築物の割合	21% (2016 年度)	2021 年度における目標 21%
二酸化炭素排出量 (運輸部門)	123 万トン-CO ₂ (2013 年度)	2030 年度における目安 99 万トン-CO ₂
自転車道総延長	15,890m (2016 年度)	-
公共交通機関利用者数(鉄道・路線バス)	鉄道：158万人/日 路線バス：339万人/日 (2015年度)	-
次世代自動車普及率 (川崎市内保有台数シェア)	約 9.6% (2016 年 3 月末)	-
保全、育成、創出、活用する緑の面積(緑地保全、保全農地、緑化地、公園緑地、水辺地空間面積)	4,319ha (2016 年度)	2027 年度における目標 4,532ha
緑地の保全面積(樹林地)	241 ha (2016 年度)	2027 年度における目標 300ha
緑地の保全面積(農地)	374 ha (2016 年度)	2027 年度における目標 343ha
緑化地面積	951 ha (2016 年度)	2027 年度における目標 1,082ha
公園緑地面積	776 ha (2016 年度)	2027 年度における目標 830ha

※目標、目安等については、地球温暖化対策推進基本計画、緑の基本計画等に定める目標を位置付けている。

Column

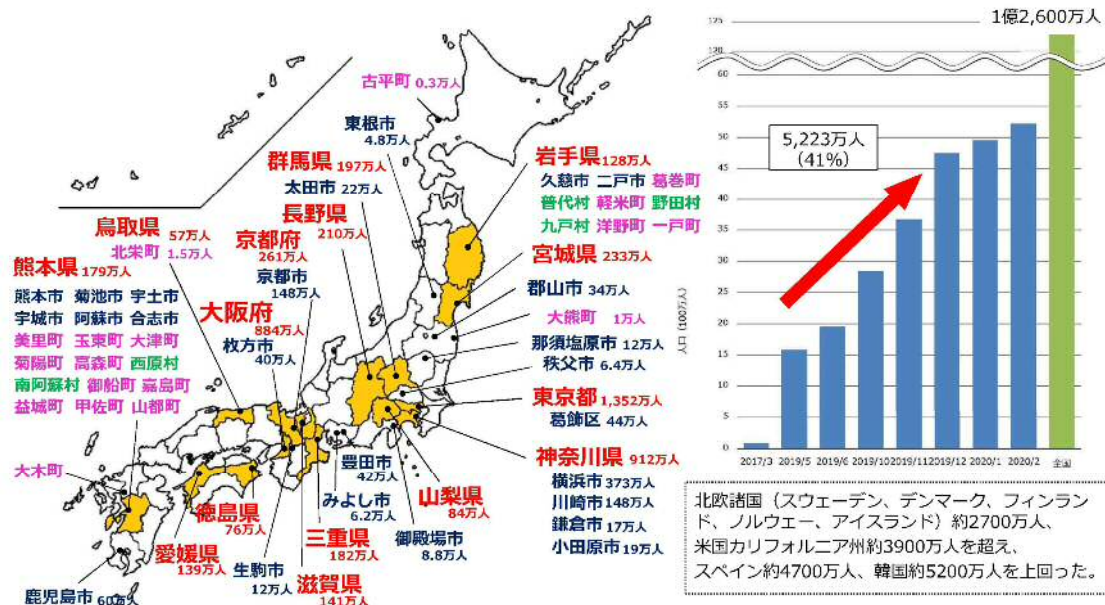
令和2年第1回川崎市議会定例会における「令和2年度施政方針」の中で、市長が、CO2 排出実質ゼロを目指し、2050年の脱炭素社会の実現に向けて取り組むことを表明しました。

今後、脱炭素社会の実現に向けて、目指す将来像とその実現に向けた戦略を令和2年度に示していく予定となっています。

2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体

- 東京都・京都市・横浜市を始めとする63の自治体（15都府県、24市、1特別区、18町、5村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。
- 表明した自治体を合計すると人口は約5,223万人、GDPは約261兆円となり、日本の総人口約41%を占めている。

(2020年2月17日時点)



(出典：環境省ホームページより抜粋)

第4章 導入施策

1 都市機能の集約を図るための拠点となる地域の整備その他都市機能の配置の適正化に関する事項

都市機能の集約化を図るため、本計画で位置づけた集約地域において、市街地再開発事業などの面的整備事業、都市施設の整備及び地区計画等による規制誘導手法を活用した機能更新の推進を図る。

<主な取組>

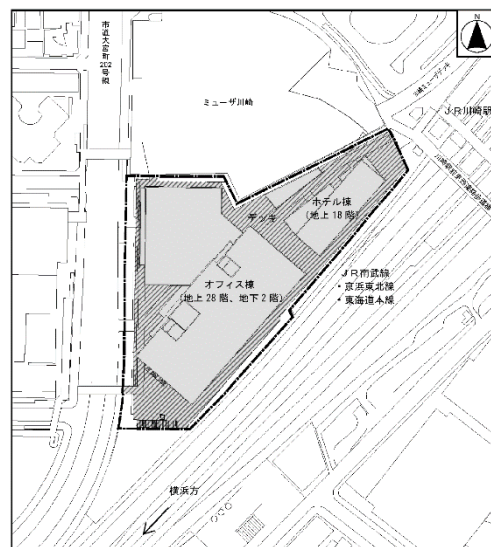
駅周辺における拠点の整備

事務事業名	概 要	R3 年度までの主な事業内容
川崎駅周辺総合整備事業	川崎駅周辺地区については、川崎市の玄関口にふさわしい、多様な賑わいや交流が生み出す活力と魅力にあふれた広域拠点の形成を推進します。	●「川崎駅周辺総合計画」に基づく計画的なまちづくりの推進 ●川崎駅東口地区の事業化に向けた取組の推進 ・まちづくり勉強会の実施等 ●小川町地区における都市基盤整備の推進 ・道路改良
京急川崎駅周辺地区整備事業	京急川崎駅周辺地区については、羽田空港との直結などの地理的優位性を活かし、川崎の玄関口にふさわしい商業・業務等の集積による賑わいを民間主導で創出します。	●京浜急行電鉄との包括連携協定に基づく取組の推進 ・駅周辺のまちづくりと交通結節機能強化に向けた協議・調整
小杉駅周辺地区整備事業	小杉駅周辺地区については、民間開発の適切な誘導と支援により、都市型住宅や商業、業務、公共公益施設などがコンパクトに集積した、市域の中心に位置する広域拠点の形成を推進します。	●小杉駅北口地区（駅前広場等）の取組の推進 ・関係者等との協議・調整・方針策定等
小杉駅交通機能強化等推進事業	武蔵小杉駅の利用者増に伴う駅及び駅周辺の混雑状況に対して、鉄道事業者等と連携して安全性・利便性の向上に向けた交通機能の強化等の取組を推進します。	●駅及び駅周辺交通機能強化に関する取組の推進 ・安全性・利便性の向上に係る事業者等との協議・調整
新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業	新百合ヶ丘駅周辺地区については、横浜市営地下鉄3号線延伸など周辺環境等の変化を見据え、民間活力を活かした土地利用転換の誘導と交通結節機能の強化を図るための総合的な取組を推進することで、より質の高い、魅力ある広域拠点の形成を推進します。	●駅周辺地区のまちづくりに向けた取組の推進 ・基礎調査を踏まえたまちづくり方針の検討 ・土地利用転換等の誘致 ●民間開発の誘導 ・土地利用転換等の誘導

事務事業名	概 要	R3 年度までの主な事業内容
鷺沼駅周辺まちづくり推進事業	鷺沼駅周辺地区については、駅を中心に高齢者等の多様なライフスタイルに対応した都市機能集積及び交通結節機能の強化に向けた取組を推進します。	●鷺沼駅前地区市街地再開発事業の推進 ・誘導すべき都市機能や交通広場の再編整備に関する協議・調整 ・都市計画手続・決定 ・取組の推進 ●「田園都市線沿線まちづくりに関する包括協定」に基づく、まちづくり事業の推進・駅周辺の魅力の増進に向けた取組の推進 ●鷺沼駅周辺地区の民間開発の誘導 ・協議・調整
登戸土地区画整理事業	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区については、交通結節機能、自然環境、文化施設等の機能を活かし、魅力と活力にあふれた市北部の拠点地区の形成を土地区画整理事業により推進します。	●整備プログラムに基づく集団移転の活用による整備の推進・集団移転の推進 ・都市計画道路・駅前広場等の整備の推進 ・民間の専門知識や経験を活用した円滑な移転交渉等の実施 ●多摩区の玄関口にふさわしいまちの賑わい創出に向けた取組の推進・都市計画変更等によるまちづくりの誘導
柿生駅周辺地区再開発等事業	柿生駅周辺地区については、駅を中心に民間活力を活かした再開発事業を誘導し、商業や都市型住宅等の都市機能の集積、交通結節機能の強化に向けたまちづくりを推進します。	●「柿生駅周辺地区まちづくりビジョン」に基づく事業推進 ・南口・北口地区のまちづくりの検討 ・南北地区の連携に向けた調査・検討●南口市街地再開発事業の推進・都市計画手続に向けた取組等事業の推進 ●バス暫定広場の維持管理 ・維持管理

○民間開発事業（大宮町A-2街区）

【時期】H29～



計画建物配置図

【時期】R2～



2 建築物の低炭素化等に関する事項

新築建築物について、創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組を推進するとともに、高い省エネ性能を有する建築物の普及を促進する。また、既存建築物のエネルギー性能の向上に向け、創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組を推進する。

<主な取組>

新築建築物の省エネ化・ゼロエネ化の推進

事務事業名	概 要	R3 年度までの主な事業内容
地球温暖化対策事業	市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた取組を推進するとともに、市民・事業者などの多様な主体の協働により、温室効果ガス削減の取組（緩和策）、温暖化に起因する異常気象等の気候変動への適応策を推進します。	●「地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づく計画書・報告書制度の運用 ●開発事業地球温暖化対策計画書制度の運用
環境エネルギー推進事業	低炭素社会の構築や自立分散型エネルギーの確保に向けて、創エネ・省エネ・蓄エネを組み合わせ、総合的なエネルギーに関する取組を推進します。	●創エネ・省エネ・蓄エネ設備等設置支援事業の実施 ●災害時にも有効な住宅等における蓄電機能の強化など効果的な取組の推進（ZEHの導入補助） ●共同住宅等への再生可能エネルギー導入調査及び調査結果を踏まえた効果的な取組の推進
建築物環境配慮推進事業	高い省エネ性能を有するなど環境への配慮に関する自主的な取組を促し、環境負荷の低減を図り、環境配慮建築物が評価される市場の形成を推進します。	●「建築物環境配慮制度（CASBEE川崎）」の適正かつ効率的な運用 ●環境配慮建築物に関する普及・啓発
低炭素建築物支援事業	生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための措置が講じられている建築物を普及するための低炭素建築物認定制度を、適正かつ効率的に運用し、都市の低炭素化を促進します。	●低炭素建築物認定制度の適正かつ効率的な運用 ●パンフレット、ホームページ等による低炭素建築物認定制度の普及促進
建築・宅地に関する指導・審査事業	安全で良質な宅地や建築物の形成、維持・保全に向け、都市計画法、建築基準法、建築物省エネ法等に基づく許認可・審査業務や監察業務を円滑かつ的確に行います。	●建築物省エネ法に基づく審査等業務の円滑かつ的確な実施
長期優良建築物支援事業	長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅を普及するための長期優良住宅認定制度を適正かつ効率的に活用し、質の高い優良な住宅の普及を促進します。	●長期優良住宅認定制度の適正かつ効率的な運用 ●認定住宅の維持保全状況の抽出調査による指導の実施 ●パンフレット、ホームページ等による長期優良住宅認定制度の普及促進

既存建築物のエネルギー性能の向上の推進

事務事業名	概 要	R3 年度までの主な事業内容
環境エネルギー推進事業	低炭素社会の構築や自立分散型エネルギーの確保に向けて、創エネ・省エネ・蓄エネを組み合わせ、総合的なエネルギーに関する取組を推進します。	●創エネ・省エネ・蓄エネ設備等設置支援事業の実施 ・災害時にも有効な住宅等における蓄電機能の強化など効果的な取組の推進 ・共同住宅等への再生可能エネルギー導入調査及び調査結果を踏まえた効果的な取組の推進
住宅政策推進事業	「住宅基本計画」に基づき、住宅の質の向上等を行うための施策立案や調査等を実施します。	●健康長寿の住まいづくりに向けた断熱化の取組の推進
住情報提供推進事業	総合的な住宅相談窓口の運営や、地域の担い手と住まいに関する取組を連携して進めます。	●住宅リフォームやマンション管理に関する相談体制の充実 ●住宅の質の向上、各種認定制度・助成制度等に関する普及啓発

エネルギーの最適利用の推進

事務事業名	概 要	R3 年度までの主な事業内容
本庁舎等建替事業	本庁舎等について災害対策活動の中核拠点としての耐震性能を確保するため、建替えの取組を進めます。	●新本庁舎の整備の推進 ●第2庁舎の解体と跡地広場の整備の推進 ●新本庁舎における最適なエネルギーマネジメントの実現に向けた取組の推進
スマートシティ推進事業	低炭素社会の構築に向け、より一層のエネルギーの効率的な利用や、市民生活等の利便性・快適性の向上、安全・安心の確保を図るスマートシティの取組を推進するため、学識者や事業者等と連携しながら、実証事業を行うとともに同事業の結果等を踏まえた取組を進めます。	●低炭素で持続可能な社会の構築に向けたスマートシティの推進 ●川崎駅周辺地区スマートコミュニティ事業委員会による取組の推進
地球温暖化対策事業	市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた取組を推進するとともに、市民・事業者などの多様な主体との協働により、温室効果ガス削減の取組（緩和策）、温暖化に起因する異常気象等の気候変動への適応策を推進します。	●「地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づく計画書・報告書制度の運用 ・開発事業地球温暖化対策計画書制度の運用
環境影響評価・環境調査事業	大規模な工事や開発事業などの実施に当たり、事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し、市がその結果を縦覧の上、市民意見も踏まえて市長意見を述べるなどし、環境の保全について適切な配慮を促します。	●環境影響評価手続的確な実施 ●環境影響評価審議会の運営 ●地域環境管理計画及び環境影響評価等技術指針の運用 ●環境調査手続的確な実施
都市計画マスタープラン等策定・推進事業	「都市計画マスタープラン」等について、社会情勢等の変化へ適切に対応した改定を行います。	●「都市計画マスタープラン」に基づくコンパクトで効率的なまちづくりの推進 ●全体構想を踏まえた「都市計画マスタープラン」区別構想の改定に向けた取組の推進

事務事業名	概 要	R3 年度までの主な事業内容
地域地区等計画策定・推進事業	用途地域の指定や地区計画等の都市計画決定・変更等により、計画的なまちづくりを推進します。	●地域地区や地区計画の都市計画決定及び変更 ●計画的なまちづくりを誘導するための都市計画手続を推進 ●保育所等を適正に導入した優良な開発計画を誘導するため、容積率緩和制度の活用方法の見直しに基づく運用

次世代エネルギー等の導入の促進

事務事業名	概 要	R3 年度までの主な事業内容
新エネルギー産業創出事業	関係団体と連携して新エネルギー産業の創出・育成を促進します。	●関係団体と連携した新エネルギー産業の創出・育成を促進
水素戦略推進事業	「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」に基づく「水素供給システムの構築」「他分野にわたる水素利用の拡大」「社会認知度の向上」の3つの基本戦略を推進するとともに、多様な主体と連携したリーディングプロジェクトを創出・推進します。 また、川崎水素戦略における第2ステップ（2020～2040）に向けて、各リーディングプロジェクトを要素とした拡大展開モデルを創出するとともに、それらを組み合わせ、市と企業が連携協力して、新たな水素の事業モデル化に取り組みます。	●水素供給システムの構築に向けた取組の推進 ●他分野にわたる水素利用の拡大に向けた取組 ●水素の社会認知度向上に向けた取組 ●川崎水素戦略に基づくリーディングプロジェクトの創出・推進 ●川崎水素ネットワークの構築に向けた取組の推進
ごみ発電事業	処理センターで発電した電力のうち、余剰電力は売電を行うとともに、今後、建替えを行う処理センターへの高効率な熱回収設備の導入に向けて取り組んでいきます。 ごみ発電によるエネルギーの地産地消に向けて、廃棄物発電を活用した電力の一括契約などの調査研究を行います。	●ごみ発電事業等の余熱利用の推進 ●廃棄物発電の新たな活用法の検討

3 公共交通機関の利用促進に関する事項及び、二酸化炭素の排出の抑制に資する自動車の普及等に関する事項

環境にやさしい交通ネットワークの整備を進めるとともに、次世代自動車等の普及の促進等の取組を推進する。また、地域の特性やニーズに踏まえた路線バスサービスの充実に向けた取組や、駅周辺地区の交通機能の強化の取組、鉄道事業者等との連携した取組により、公共交通機関の利便性向上を推進する。

<主な取組>

環境にやさしい交通ネットワークの整備の推進

事務事業名	概 要	R3 年度までの主な事業内容
総合交通計画調査事業	社会状況の変化を踏まえた「総合都市交通計画」の全体見直しに向けた検討を行うとともに、東京都市圏総合都市交通体系調査を実施し、広域的な交通問題の把握と課題の分析を行います。	●「総合都市交通計画」に基づく総合的かつ持続可能な交通政策の推進 ●東京都市圏総合都市交通体系調査の実施
道路計画調査事業	「道路整備プログラム」の適切な進行管理を行うとともに、各種調査の実施、計画的な道路整備に向けた調査・検討を進めます。	●「道路整備プログラム」に基づく取組の推進 ●緊急渋滞対策の取組の推進 ●基礎データ構築に向けた交通量調査等の実施
広域幹線道路整備促進事業	首都圏全体の都市構造の形成や川崎市の交通機能強化を図るため、広域的な幹線道路網の整備を促進します。	●国直轄道路事業の促進 ・国道 409 号ほか 4 路線の整備等に向けた協議調整 ●国道 357 号の整備促進 ・多摩川トンネル区間の整備促進 ●川崎駅周辺の交通円滑化対策に向けた取組 ●高速道路料金の更なる利用しやすい料金体系の実現に向けた国等関係機関との調整
川崎縦貫道路の整備事業	川崎市の都市機能の強化などに資する広域的な道路ネットワークの整備を進めます。	●Ⅰ期事業の高速部（大師～国道 15 号間）の整備再開に向けた取組の推進 ●Ⅰ期事業の国道 409 号（殿町～国道 15 号間）の街路先行整備の促進 ●Ⅱ期計画（国道 15 号～東名高速間）の早期具体化に向けた取組の推進
京浜急行大師線連続立体交差事業	渋滞緩和、踏切事故の解消、分断された地域の一体化による利便性の向上などに向けて、京浜急行大師線の連続立体交差化を進めます。	●1 期①区間（小島新田駅～東門前駅）の事業推進 ●1 期②区間（東門前駅～鈴木町駅）の事業推進 ●川崎大師駅～京急川崎駅間の代替案（踏切対策）の検討
J R 南武線連続立体交差事業	渋滞緩和、踏切事故の解消、分断された地域の一体化による利便性の向上などに向けて、J R 南武線の連続立体交差化を進めます。	●連続立体交差事業の事業化に向けた取組の推進 ●関連事業（矢向鹿島田線ほか沿線のまちづくり）と連携した取組の推進

事務事業名	概 要	R3 年度までの主な事業内容
臨海部交通ネットワーク形成推進事業	臨海部を支える重要なインフラとして、土地利用転換を促えた新たな交通ネットワークの整備や次世代モビリティなど新たな移動手段や交通システムの導入を推進します。	●臨海部ビジョンを踏まえた交通施策の推進
国際戦略拠点活性化推進事業	キングスカイフロントにおいて、国際戦略拠点に相応しい高水準な整備や機能導入を推進するとともに、羽田空港周辺地域との連携により相乗効果を高め、一体的な成長戦略拠点を形成します。	●連絡道路の整備を契機とした新たな交通ネットワークの整備推進
渋滞対策事業	早期に効果発現が期待できる交差点改良などの渋滞対策を進めます。	●交差点改良などの緊急渋滞対策の実施 ・緊急渋滞対策の実施及び対策実施個所の効果検証
安全施設整備事業	歩行者と車両等の構造分離や段差解消を図ることで歩行者が安全で安心して移動できる歩道空間を創出します。	●歩道設置事業の実施
道路改良事業	都市計画道路などの幹線道路網の構築とともに、地域特性を踏まえた道路拡幅、歩道整備などにより道路交通環境の改善を進めます。	●都市計画道路等の幹線道路網の整備の推進 ・国道 409 号 ・東京丸子横浜線 ・丸子中山茅ヶ崎線 ・宮内新横浜線 ・世田谷町田線 ・尻手黒川線 ・その他路線の事業推進
計画的な道路施設補修事業	二酸化炭素削減の観点から道路照明の光源を LED 化することにより、省エネルギー化を図ります。	●LED 照明灯の設置
自動車排出ガス対策事業	自動車から排出される窒素酸化物等の削減に向け、低公害車の普及促進やディーゼル車運行規制、国・関係自治体等と連携した対策などの取組を行います。	●自動車排出ガス中の窒素酸化物等の低減に向けた取組の推進 ・環境配慮行動メニューなどの周知による事業者の自主的取組の促進
自転車通行環境整備事業	自転車専用通行帯や自転車の通行位置等を示す路面標示（矢羽根）など地域状況に応じた自転車通行環境整備により、道路を利用するすべての人が安全・安心で快適に通行できる道路空間の形成に向けた取組を推進します。	●自転車通行環境整備に向けた取組の推進 ・「自転車通行環境整備実施計画」に基づく整備の実施 ・「自転車ネットワーク計画」に基づく整備の推進
自転車活用推進事業	自転車を利用したまちの魅力向上を目指して、地域の実情に応じた自転車の活用を推進します。	●自転車の活用に向けた取組の推進 ・「自転車活用推進計画」に基づく取組の推進

公共交通機関の利便性向上の推進

事務事業名	概 要	R3 年度までの主な事業内容
総合交通計画調査事業	社会状況の変化を踏まえた「総合都市交通計画」の全体見直しに向けた検討を行うとともに、東京都市圏総合都市交通体系調査を実施し、広域的な交通問題の把握と課題の分析を行います。	●「総合都市交通計画」に基づく総合的かつ持続可能な交通政策の推進 ●東京都市圏総合都市交通体系調査の実施
バス利用等促進事業	バスロケーションシステム導入補助を行うなど、利用しやすい交通環境整備に向けた取組を進めます。	●バスの運行状況を示すバスロケーションシステムのバス停への導入の促進 ・バス事業者への導入補助 ●ICT を活用した更なる情報提供の促進 ・活用検討、取組の推進

事務事業名	概 要	R3 年度までの主な事業内容
地域交通支援事業	地域の特性やニーズを踏まえ、路線バスサービスの充実に向けた取組を進めます。	●バス路線の充実に向けた取組の推進 ・地域交通の役割に応じた機能強化の検討、取組の推進 ●地域の特性やニーズを踏まえた路線バス社会実験の推進 ・社会実験の実施に向けた調整 ・条件の整った路線における社会実験の実施
コミュニティ交通等支援事業	地域の特性やニーズを踏まえた、多様な主体との連携によるコミュニティ交通に関する必要な支援に取り組みます。	●コミュニティ交通の導入に向けた地域協議会等への支援 ・条件の整った地区における本格運行の実施に向けた取組の推進 ・岡上西地区の運行実験の検証 ・白幡台地区の運行実験の実施 ●事業継続に向けた取組の推進 ・地域協議会との事業継続に向けた取組の推進 ・高齢者外出支援補助の拡充の検証・実施 ●地域におけるさまざまな交通手段の確保に関する取組の推進 ・手法の検討、取組の推進
臨海部へのアクセス向上推進事業	臨海部への公共交通によるアクセス向上に向けた取組を進めます。	●「総合都市交通計画」に基づく臨海部への公共交通によるアクセス向上の推進・路線バスに関する機能強化の検討
市バスネットワーク推進事業	利用実態や走行環境の変化、市のまちづくりに対応した運行を行い、市バスネットワークの維持・充実を図ります。	●都市計画道路の整備に対応した運行経路や停留所位置の変更等 ●輸送需要に対応した路線の見直しやダイヤ改正 ●北部地域の輸送需要や高齢化等に対応する路線の見直し ・鷺沼駅前地区の交通広場の再編整備に合わせた路線の検討 ・聖マリアンナ医科大学へのアクセス向上の検討 ●産業道路駅前交通広場及び臨港道路東扇島水江町線の整備に合わせた路線の検討
小杉駅交通機能強化等推進事業	武蔵小杉駅の利用者増に伴う駅及び駅周辺の混雑状況に対して、鉄道事業者等と連携して安全性・利便性の向上に向けた交通機能の強化等の取組を推進します。	●駅及び駅周辺交通機能強化に関する取組の推進 ・安全性・利便性の向上に係る事業者等との協議・調整及び取組の推進

事務事業名	概 要	R3 年度までの主な事業内容
鉄道計画関連事業	市内の鉄道ネットワークの形成に向け、鉄道事業者等と連携した取組を推進します。	●鉄道輸送力増強の促進に向けた関係事業者との調整 ・列車の増発、停車駅の改善等による混雑緩和・利便性向上 ●鉄道事業者や他自治体等と連携した鉄道ネットワークの形成に向けた取組の推進 ●JR 南武線の長寿命化など輸送サービス改善に向けた調整 ・通勤通学時間帯におけるオフピーク通勤等の取組推進 ・小田急・東急の複々線化に関する調整 ・横浜市営地下鉄3号線の延伸に関する調査・検討及び協議・調整

次世代自動車等の普及の推進

事務事業名	概 要	R3 年度までの主な事業内容
自動車排出ガス対策事業	自動車から排出される窒素酸化物等の削減に向け、低公害車の普及促進やディーゼル車運行規制、国・関係自治体等と連携した対策などの取組を行います。	●自動車排出ガス中の窒素酸化物等の低減に向けた取組の推進 ・最新規制適合車や低公害車の普及促進 ・環境配慮行動メニューなどの周知による事業者の自主的取組の促進 ●エコ運搬制度による自動車環境対策の推進 ・制度の着実な運用及び見直し
次世代自動車等普及促進事業	自動車利用における地球温暖化対策の推進に向け、電気自動車（EV）や燃料電池自動車等の次世代自動車の普及やエコドライブの普及に向けた取組を推進します。	●次世代自動車の普及促進 ・次世代自動車の導入支援 ・普及啓発の実施 ●水素ステーション等の整備に向けた取組の推進 ・整備に向けた検討、調整等の実施 ●環境配慮型ライフスタイルの普及促進によるエコドライブの推進 ・講習会や啓発事業の実施
地球温暖化対策事業	市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた取組を推進するとともに、市民・事業者などの多様な主体の協働により、温室効果ガス削減の取組（緩和策）、温暖化に起因する異常気象等の気候変動への適応策を推進します。	●「地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づく計画書・報告書制度の運用 ・制度の運用及び見直しの検討 ・見直し結果を踏まえた制度の運用 ・表彰等の実施

4 緑地の保全及び緑化の推進に関する事項

市民等との協働により、樹林地・農地を保全し、緑化を推進する。また、地域特性に応じた特色のある公園緑地の整備や身近な公園の整備を推進する。

<主な取組>

樹林地・農地の保全と緑化の推進

事務事業名	概 要	R3 年度までの主な事業内容
緑地保全事業	緑地保全の推進により、市域の都市景観の向上、地球温暖化対策、生物多様性の保全等を図ります。	●特別緑地保全地区等の緑地保全に向けた取組の推進 ●特別緑地保全地区における買入れ申出に伴う土地の取得 ●斜面地の安全対策などの設計・整備 ●企業や教育機関等の参加による保全活動の実施 ●市民利用のための施設整備
保全管理計画策定事業	市民、企業、教育機関などと協働して緑地保全計画を作成し、植生管理や安全管理など保全緑地の適正な管理を進めます。	●市民等とのワークショップによる保全管理計画書の策定及び計画書の適宜見直し ●企業、教育機関等の協働による緑地保全の取組「かわさき里山コラボ」事業の推進 ●大学連携による新たな緑地管理手法等の構築に向けた取組の推進
保全緑地管理事業	保全緑地や樹林地などについて、市民協働の手法を取り入れながら、植生管理や安全管理など適正な管理を進めます。	●保全緑地の老朽化施設等の補修・更新 ●保全緑地の樹木等の維持管理
多摩・三浦丘陵広域連携事業	首都圏において、貴重な自然環境を有している多摩・三浦丘陵の緑地を市域を越えて関係自治体と連携することで、広域的・効果的に緑地保全を進めます。	●関係13自治体による「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」の開催 ●多摩・三浦丘陵の魅力を発信するイベントの開催
里山再生事業	緑の基本計画において「緑と農の3大拠点」として位置づけられている黒川、岡上、早野地区の樹林地を保全・再生することで、良好な里山環境を次世代に継承していきます。	●「黒川地区緑地保全活用基本計画」に基づく取組の推進 ●黒川海道緑地の散策路等整備に向けた取組の推進 ●岡上、早野地区の市民、大学、小学校との連携による保全活動・環境教育の取組の推進
木材利用促進事業	地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、森林再生等を目的として、建築物等における国産木材の利用促進を図ります。	●市内建築物における国産木材利用促進 ・木材利用促進フォーラム等を活用した民間建築物等の国産木材利用促進 ・川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針に基づく取組の推進

事務事業名	概 要	R3 年度までの主な事業内容
農業振興地域整備計画管理事業	安定した農業生産基盤を維持するため、農業振興地域等における農業用施設の維持・管理を行います。	●「農業振興地域整備計画」に基づく農用地区域の適正管理の実施 ●農業振興地域の農業用水利施設等ストックの計画的改修の実施 ●黒川東土地改良事業共同施行の換地事業完了に向けた支援及び移管農道の維持管理
農環境保全・活用事業	良好な農環境を保全するとともに、多面的な機能を有する農地の活用を図ります。	●生産緑地地区の指定の推進による都市農地の保全 ●里地里山用地の整備・管理、里地里山等利活用実践活動による人材育成 ●グリーン・ツーリズムの普及・啓発の推進 ●大型農産物直売所「セレサモス」と連携した都市農業の振興
援農ボランティア育成・活用事業	都市農地を保全し、農業の担い手の高齢化や減少に対応するため、市民ボランティアの育成・活用を推進します。	●援農ボランティアの育成 ●講座修了後の援農ボランティアの活用促進に向けた支援
農業体験提供事業	市民が「農」にふれる場づくりを推進するため、川崎市市民農園の管理運営を行うとともに、農業者等が開設する市民ファーム園や農作業の指導を行う体験型農園について制度の普及・啓発を行います。	●市民と地域の交流の場としての地域交流農園の普及支援 ●農業者等が開設する市民ファーム園や農作業の指導を行う体験型農園の普及支援
農業経営支援・研究事業	農作物の生産技術の向上に向けた支援や、農業経営の効率化・安定化のための支援を実施します。	●「環境保全型農業推進方針」に基づく環境保全型農業の普及促進
市民・「農」交流機会推進事業	「農」にふれあいたいとする市民ニーズに応えると共に、市民の都市農業への理解促進を目的として、かわさき地産地消推進協議会を主体とした各種「農」イベントや花と緑の市民フェアの開催などにより、市民が「農」を知る機会を提供します。	●市民が「農」にふれる場としてのイベント「花と緑の市民フェア」の開催 ●地産地消の推進
多様な連携推進事業	多様な主体との共創による新たな農業価値の創造を図ります。	●多様な主体（農業者、商業者、工業者、情報産業事業者、大学、福祉団体、市民等）の連携による地域農業の活性化の推進 ・多様な主体と連携したフォーラムやモデル事業の実施 ●「早野里地里山づくり推進計画」に基づく早野地区活性化 ・推進計画に基づく早野地区活性化懇談会の開催や協働事業の推進
都市農業価値発信事業	市民の農業理解が向上し、川崎市の農業を応援する市民が増え、農業者の営農環境が改善することを目指します。多様な主体との連携を図る中で、発信対象を明確にした効果的で積極的な情報発信を行うことで、市内農業や市内産農産物、さらには農地の持つ多面的な機能について、PRを図ります。	●ホームページやメールマガジン等による「農」情報の発信 ●情報発信等による市民の農業理解促進に向けた取組の実施

事務事業名	概 要	R3 年度までの主な事業内容
都市緑化推進事業	市民、事業者との協働による緑化の推進、普及啓発を行い、環境の改善、景観向上に向けたまちづくりを進めます。	●地域緑化推進地区の認定・支援 ●緑化推進重点地区の取組及び緑化助成制度を活用した取組の推進 ・既存の重点地区計画改定及び地区内の公園再整備等の実施 ・助成制度の啓発活動及び支援の実施 ●かわさき臨海のもりづくり区域の取組の推進 ●緑のボランティアなどへの活動支援
市民 100 万本植樹運動事業	ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上等に向け、市制 100 周年を迎える平成 36 年までに市民・事業者との協働により、100 万本の植樹を目指して植樹運動を推進します。	●市民 100 万本植樹運動の推進 ・植樹祭の開催 ・緑化協議等を通じた植樹の推進
街路樹適正管理事業	街路樹景観の向上など、良好な都市環境を確保するため、街路樹の適正な維持管理を進めます。	●街路樹の適正な維持管理の実施 ●樹木診断および樹木更新の実施 ●街路樹植栽の実施
市営住宅等ストック活用事業	市営住宅の建替えに伴い、公園・緑地等の整備を進めます。	●市営住宅の建替えに伴う公園・緑地等の整備の実施

公園緑地の整備の推進

事務事業名	概 要	2018～2021 年度の事業内容・目標
魅力的な公園整備事業	老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化などの取組により、魅力的な公園の整備を進めます。	●公園の再整備等による特色ある公園づくりの推進 ●バリアフリー整備の実施 ●身近な公園の整備の実施 ●防犯機能を有する施設管理用カメラの設置
公園緑地維持管理事業	市民が安全かつ快適に公園緑地を利用できるよう、除草や清掃等を行い、施設の適切な維持管理を進めます。	●公園緑地、公園施設、電気設備等の適正な整備・維持管理 ●生田緑地の指定管理者による管理運営
パークマネジメント推進事業	指定管理者制度を含めた更なる民間活力の導入や、身近な公園緑地の地域住民が主体となるしくみづくりなど管理運営方法の検討を進めます。	●公園緑地等の管理運営の推進 ・民間活力導入による賑わい創出や魅力向上の取組の推進 ●身近な公園緑地の管理運営の推進 ・公園利用の仕組みの活用（公園でのボール遊び等）
緑化協議による緑のまちづくり推進事業	緑の条例、都市計画法や総合調整条例に基づき、緑化や公園・緑地に関する協議を行います。	●緑の条例、都市計画法や総合調整条例に基づき、緑化や公園・緑地に関する協議を実施
富士見公園整備事業	都心における総合公園である「富士見公園」の機能回復を図り、施設の再編整備を進めます。	●富士見公園再編整備に向けた取組の推進 ●更なる民間活力導入に向けた取組の推進
等々力緑地再編整備事業	緑やスポーツ・レクリエーションの拠点である等々力緑地について、小杉駅周辺のまちづくりと連携した施設の再編整備を進めます。	●等々力緑地再編整備の推進 ・陸上競技場第 2 期整備に向けた取組の推進 ・硬式野球場整備の推進 ・中央広場等の整備に向けた取組の推進 ●民間活力導入に向けた取組の推進

事務事業名	概 要	2018～2021 年度の事業内容・目標
生田緑地整備事業	川崎市最大の緑の拠点である生田緑地を自然環境を活かした総合公園として整備を進めます。	●東生田2丁目地区の基本方針に基づく取組の推進 ●適正な植生管理に向けた取組の推進 ●更なる民間活力導入に向けた取組の推進
菅生緑地整備事業	宮前区市民健康の森である菅生緑地の園路や広場等の施設整備を進め、緑地内の自然環境の保全等を図ります。	●整備および緑地内の自然環境の保全等に向けた取組の推進
市営霊園の整備	市営霊園において、安定した墓所供給や適切な管理運営を進めます。	●市営霊園整備に向けた取組の推進 ・「市営霊園整備計画」に基づく取組の推進
港湾緑地維持管理事業	港湾緑地の適正な維持管理を行い、良好な港湾環境の形成を図ります。	●港湾緑地の適正な維持管理と管理手法の検討 ●港湾緑地でのイベント等の開催の指導・管理
川崎港緑化推進事業	市民と港で働く人々に憩いと安らげる場を提供していくため、景観の向上のほか、魅力ある港湾空間の形成をめざし、港湾緑地整備を推進します。	●川崎港緑化基本計画の基本方針に基づく港湾緑地整備の推進 ●港湾緑地の魅力向上に向けた取組の推進

第5章 進行管理

■進行管理手法

低炭素まちづくりを着実に推進していくためには、低炭素まちづくり計画に定める「将来ビジョンの実現に向けた計画目標」及び導入施策について適切な進行管理を行う必要がある。

本計画は、目標値や導入施策について、関連する各種計画等との整合性を確保する観点で、既往の計画等で示されている内容を活用していることから、他の関連計画の進行管理の内容を活用しながら的確に進行管理を行い、適宜、取組内容の強化等に反映するものとする。

また、「川崎市総合計画」や、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」の改定が行われた場合など、社会情勢の変化に的確に対応し、必要な見直しを機動的に行う。

